

千葉県入札監視委員会令和2年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和3年3月10日(水) 千葉県教育会館 会議室203	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 田部井 彩 (中央学院大学法学部准教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) ○ 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に26件の低入札価格調査案件があったことを報告した。 2 審議対象期間中に6件(7者)の指名停止があったことを報告した。 3 令和2年度における建設工事等に係る入札契約制度の見直し状況について報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

審議事案概要

・入札・契約制度改善について

(1者入札有効化範囲の拡大)

- 指名競争入札において、再度入札では1者入札を有効とした理由はなにか。
- 1回目の入札で適正な競争が行われているという観点から有効としている。
- 一般競争入札において、地域要件を全県以上にした場合、1者入札が有効になるのはなぜか。
- 千葉県においては、これまで段階的に1者入札の有効範囲を拡大してきた。今回の見直しで、入札不調が多いところがあり、一般競争入札については、全県以上の地域要件を設定していれば、広く公平に入札の機会が確保できるため、1者入札を有効とした。
- 1者入札の制度改善に関して、一般競争入札を全県要件以上とその他に分けた理由はなにか。
- 千葉県内の他の地域からの入札参加ができる可能性を鑑み、全県要件とその他に分けた。

(総合評価方式の見直しについて)

- 総合評価方式の評価項目の見直しについて、ペナルティ項目から削除したのは過去の事故だけか。過去の入札で辞退したことはペナルティ項目に含んでいるか。
- ペナルティ項目から削除したのは過去の事故だけである。過去の入札で辞退したことはペナルティ項目に含んでいない。

(指名停止措置要領の改正について)

- 指名停止に係る承継規定の新設において、指名停止措置の対象となる有資格業者に会社分割による事業承継があった場合、承継者に対し指名停止が行えるがあるが、実際に会社分割のために指名停止を行えなかった事例はあるか。
- 指名停止対象業者が別の会社を設立した後、会社分割し、当該対象業者に対し指名停止をできなかったという事例があった。

<p>○ 指名停止に係る承継規定において、会社分割の限定している理由は何か。</p> <p>(入札結果の見直し)</p> <p>○ 入札結果の公表の見直しに関して、不落を不調と表現するのはなぜか。</p> <p>・その他工事件数等</p> <p>○ 全体の工事数が前年と比べて増加している理由はなにか。</p>	<p>○ 過去の事例を踏まえて規定したものであり、新たな事例があれば改めて検討することとしている。</p> <p>○ 入札不調は、取止めや競争不成立などを含む、広い概念であり、不落は其中で特に予定価格超過で落札者決定に至っていないものとして整理している。</p> <p>○ 令和元年度の台風の影響による災害復旧工事の増加が理由として考えられる。</p>
---	--

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【千葉県立房総のむら風土記の丘資料館大規模改修電気設備工事】</p> <p>○ 「所定の要件を満たす報告書の作成が困難」として低入札価格調査報告書の提出に代わる届出を行っているが、本業者は同様に低入札価格調査の対象となった場合には、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出をよく提出しているのか。</p> <p>○ 積算に誤りがあったとあるが、仮に落札して辞退をしたら、不誠実な行為にあたるのか。</p> <p>○ 低価格入札者が入札価格の誤りに気づき、訂正した内容で低入札価格調査報告書を提出した場合どうなるか。</p> <p>○ 低価格入札者が入札価格の誤りを認め、誤った内容で低入札価格調査報告書を提出した場合どうなるか。誤った金額で努力する旨告げられた場合はどうなるか。</p> <p>○ 企業努力で安く受注できる内容が低入札価格調査報告書に明示されていれば無効とならないか。</p> <p>○ 入札価格に幅があるが、積算が困難な工事か。</p>	<p>○ 施設改修課発注の入札への参加は初めてである。報告書を提出しない理由については、「当社の積算に誤りがあったため」となっている。</p> <p>○ 落札したにも関わらず辞退したら、不誠実な行為にあたる。</p> <p>○ 低入札価格調査報告において、入札価格の訂正は認めていないため無効としている。</p> <p>○ 誤りを確認した時点で無効としている。</p> <p>○ 入札価格が妥当であると判断できる内容が低入札価格調査報告書に記載されていれば無効とならない。</p> <p>○ 全面的な改修工事であり特殊な設備を用いていないことから改修工事としては一般的な内容である。また入札に際して質疑は無く、積算が困難となる設計ではないと認識している。</p>

○ 入札参加者 8 者の内、4 者が辞退となった理由は何か。

○ 1 者は技術者の確保が困難、3 者は作業員又は下請け業者の確保が困難となっている。

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【千葉県立沼南高等学校管理特別教室棟防音空調設備復旧工事】</p> <p>○ 低入札価格調査報告書の提出期限は何日か。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書の提出期限が短いと意見する入札者に対して、何日であれば提出できるか聞いているか。</p> <p>○ 今後の参考として、低入札価格調査報告書の提出期限が短いと意見が出た際には、入札者に対して何日あれば提出できるか聞き、提出期限の見直しを検討してもよいのではないかと。単に全国平均の日数に合わせるのではなく、地元の企業の意見を参考にしてもよいと考える。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書で求めている内訳書は、どれくらい詳細なものか。落札者にも同様に内訳書を提出させているか。</p> <p>○ 入札者の実態として、応札時に詳細な内訳まで準備していない、下請け業者から見積もりを徴取していないことが想像できる。実態を調査していただき、低入札価格調査において緩和できる内容があれば是非検討していただきたい。</p>	<p>○ 低入札価格調査報告書の提出期限は5日間としている。5日間はおよそ全国平均の日数である。</p> <p>○ 入札者に対して何日であれば提出できるかは聞いていない。</p> <p>○ 検討しようとは思いますが、低入札価格調査報告書は入札価格の内訳を報告してもらうものであり、入札者に無理な要求をしている認識はない。提出期限が翌日という県もある中で、千葉県は準備期間として、5日間設定している。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書では、材料等の単価の根拠を求めている。落札者を含め入札参加者には工事費内訳書を提出させているが、根拠の提出は求めてはいない。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書の提出に代わる届出を提出した入札者に対して、必要に応じてヒアリングを実施することで実態把握に努めたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札（千葉県事後審査） 【北総浄水場薬品注入設備修繕工事】</p> <p>○ 応札者が1者だが、参加申請は1者だったのか。</p> <p>○ 何故入札参加者が1者となったのか、どのように考えているか。</p> <p>○ 1者応札で落札されることは想定できたのか。</p> <p>○ この業者しか修理できないのか。</p> <p>○ 耐用年数は何年か。</p> <p>○ 当浄水場の建物が建てられて何年になるのか。</p> <p>○ 50年も経過して、部品取扱い業者が1社のみで保たれるのか、また、ずっと同額の積算なのか。</p> <p>○ 同様の修繕工事は過去にもあったのか。</p>	<p>○ その通りである。</p> <p>○ 本工事は設備の修繕工事で、設備の設置会社に部品を手配し修理を行うものなので、他の業者が手配した場合、余計に費用がかかってしまうため、メーカーの方の業者のみが応札できるような状態だと考えている。</p> <p>○ できた。</p> <p>○ 他者からも参考見積りは徴取しており、絶対にできないということではないと考えている。また、部品関係の費用が上乘せされるため、そこでどうしても製造業者の方が安くできるということで、今回は1者しか応札がないということだと考えている。</p> <p>○ 機器自体は15年程度である。</p> <p>○ 50年程度である。</p> <p>○ 機器取扱いは1社のみと想定されるが、修繕工事で必要なのは個々の部品なので、より多くの参加業者があることを見越して積算している。</p> <p>○ ある。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 部品交換の発注となると、当業者が落札者となる状況は変わらないが、どのように考えているのか。 ○ 部品が純正か汎用かがポイントである。メーカー仕様となるとどうしても高くなる傾向だが、その点どのように考えているか。 ○ 事後審査型はどのような場合に適用されるのか。 ○ 今回は何故事後審査型がとられたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部品交換の発注でも多くの業者が参加可能だと考えている。 ○ 部品については県には設定が無いので、参考見積りを3者から徴取して設計した。 ○ 入札が不調になり、再度指名をかけても落札者が見込めない場合や、談合情報があり取止めた案件を再度入札する際に適用される。 ○ 過去の指名競争入札で辞退者や不参加者が多かったためである。
--	--

事案4 指名競争入札

【県単舗装道路修繕工事（取香工区）】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 10 者の入札価格が同じ理由はどう考えているか。○ 適正に算定した結果、10 者が同額になっているのか。○ 複数者同額の際に、総合点数を勘案せずに、くじに選定する理由は何か。○ 10 者が最低制限価格と同額で応札しているが、会社の実態が反映されていないのではないか。○ 10 者が最低制限価格と同額で応札しているが、予定価格が高く設定されていないか。○ 制度で算定式が規定されているのは理解しているが、現実に必要な予算と乖離がないか。○ 舗装工事はくじの率が高いとのことだったが、10 者程度のくじになることはあるのか。 | <ul style="list-style-type: none">○ 積算基準、最低制限価格の実施要領、県単価、物価資料が公表されているため、業者が適正に算定した結果だと認識している。○ 適正に算定した結果が今回の結果だと考えている。○ 指名の時点で品質を確保できる業者を選定しているため、複数者同額の際に総合点数を考慮することはない。○ 歩掛、労務単価、材料単価が規定、公表されており、予定価格が事前公表であるため、最低制限価格は正確に算出可能である。各会社の契約状況を確認すると、おのおの入札時は契約件数が多くないことから、落札したい意識が強く働き、各会社の実態に関わらず最低制限価格で応札したことが予想される。○ 県では実勢の取引状況を確認した上で単価を設定し、予定価格を算出している。○ 各会社の現実の取引価格については県では把握していない。○ ある。成田土木事務所でも複数ある。 |
|--|---|

<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格や最低制限価格の事前公表するかしないかについてはどのように考えているか。 ○ 1 者が辞退している理由はなにか。 ○ くじがこれだけ多いと、競争性という観点から問題があるように感じる。企業が工事を取りたいという意識があるとのことだが、本当はもっと高値で取りたいのではないか、結局ダンピングではないかという問題もある。そういう意味でも予定価格の事前公表をすべきかどうかということが問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低制限価格は事後公表である。予定価格を事前公表にするかどうかは今後の課題である。 ○ 辞退届が提出されており、その理由は「作業員の確保が困難であるため。」と記載されている。
---	--

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【香取市東部 用水路工事（その3-1）】</p> <p>○ 本体工事である用水路工事（その3）において、接続区間の追加を想定した入札手続きはできなかったのか。</p> <p>○ J R 側との協議経過について、具体的に知りたい。</p> <p>○ 用水路工事（その3）の発注方法は何か。</p> <p>○ 用水路工事（その3）の契約変更で対応できなかったのか。</p> <p>○ JR 側としっかり協議をすべきであったと感じる。</p>	<p>○ 今回の工事は、J R との協議の結果、追加施工する必要が生じたものであり、当初想定していない工事となるため、別途契約とした。</p> <p>○ 鉄道用地内の工事は J R が代行し、費用を県が負担金として支払うことになっている。J R 協議の中で、J R 側が用水路工事（その3）に接続する方針で協議を進めていたため、接続工事に必要な区間 12.5 m を残し、用水路工事（その3）を発注した。その後、J R 社内の検討の結果、鉄道用地を大きく超えて施工することは困難との回答があったことから、工期の短縮、経費の削減等のため、用水路工事（その3）の施工業者と随意契約を締結することとした。</p> <p>○ 指名競争入札である。</p> <p>○ 特記仕様書で想定していた条件（土質や湧水等）の変更であれば、用水路工事（その3）を契約変更し対応できるが、今回の工事は、契約変更の条件として想定していない接続区間を新たに施工する追加工事のため、別途契約とした。</p>

委員講評

- 制度改善の説明を受けて、入札監視委員会を行っていることに意味があると感じた。毎度出ている低入札価格調査報告書について、未提出の場合は記録をしていくことが重要である。未提出の回数等を見える化することにより、県の入札の品質をより高めることができると思う。また、低入札対象の理由を予めシステムでクリック選択できるようにしておくことによって、低入札の分析をし、傾向を掴むことができると思う。
- ロボット化する今日、新技術を取り入れていくことも考えていくべきである。新技術を考慮した入札制度を確立していけば、千葉県は公共工事は新技術を導入して入札参加ができることとなり、地元企業の発展にも繋がると考える。
- 低入札について、県と業者で考えに乖離があるなら、その点を改善していくべきである。また、低入札の聞き取り調査などを実施していくことが大事であると思う。
- 競争性という観点から色々考えるとところがあった。辞退の改善を突き詰めていく必要がある。くじのことを鑑みると、競争性を更に向上させる仕組み造りの必要性を感じた。
- デジタル化についても効率化が進むことから、検討の余地があると思う。